

令和6年度教科用図書君津採択地区協議会規約（案）

（設置）

第1条 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第13条第4項の規定に基づき、令和7年度使用に係る学校教育法（昭和22年法律第26号）第34条及び附則第9条に規定する教科用図書について、君津地方4市内の各市教育委員会が種目ごとに同一の教科用図書を採択するための協議を行うため、教科用図書君津採択地区協議会（以下「協議会」という）を置く。

（協議会の構成）

第2条 協議会は、木更津市教育委員会、君津市教育委員会、富津市教育委員会及び袖ヶ浦市教育委員会（以下「関係市教育委員会」という。）が選出した委員をもって構成する。

（組織）

第3条 協議会は、委員20名をもって構成する。

（会長及び委員の選任）

第4条 会長は、委員の互選により選出する。

- 2 関係市教育委員会は、当該教育委員会の代表者1名以上、並びに各市立小中学校の校長・教員の代表者、各市立小中学校の保護者の代表者、その他適切な者のうちから委員を選出する。

（協議会の事務）

第5条 協議会は、令和7年度使用に係る教科用図書の採択に関する関係市教育委員会が行う次に掲げる事務の執行に関し、協議し連絡調整の事務を行う。

- (1) 学校教育法第34条（同法49条により準用する場合を含む。）に規定する教科用図書の採択に関する事務
- (2) 学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択に関する事務

（会長の職務権限）

第6条 会長は、協議会を統括し、協議会を代表する。

(会長の職務代理)

第7条 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が会長の職務を代行する。

(事務局の設置)

第8条 協議会の事務局は、君津市教育委員会事務局に置く。

(職員の設置、委嘱及び職務)

第9条 事務局に事務局長1名、事務局次長1名及び事務局員若干名を置き、会長がこれを委嘱する。ただし、事務局員については前条の規定にかかわらず、君津市教育委員会以外の関係市教育委員会事務局員1名ずつを含むものとする。

2 事務局長は、会長の命を受け、協議会の企画運営に従事する。

3 事務局次長は、会長の命を受け、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 事務局員は、会長の命を受け、庶務、会計、その他協議会の運営に必要な事務に従事する。

(会議)

第10条 協議会の会議は、第5条各号に掲げる事務に関する事項を決定する。

2 会長は、決定された事項を関係市教育委員会教育長及び千葉県教育庁南房総教育事務所に報告する。

(会議の招集)

第11条 協議会の会議は、会長がこれを招集する。

(会議の運営)

第12条 協議会の会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決定し、可否同数の場合は議長がこれを決定する。

(教科用図書の選定の方法)

第13条 教科用図書の選定は、第14条第4項の報告及び千葉県教育委員会が作成した選定資料を参酌し、協議会の会議において協議し、委員全員の一致

によって決する。

- 2 前項の協議が調わない種目があるときは、委員は、当該種目についてそれぞれ選定すべきと考える教科用図書に投票を行い、過半数の投票を得た教科用図書を選定する。
- 3 前項の場合において、過半数の投票を得た教科用図書がないときは、最多数の投票を得た2種類の教科用図書について投票を行い、多数を得た教科用図書を選定する。
- 4 前項の場合において、投票を行うべき2種類の教科用図書及び選定する教科用図書を定めるに当たり得票数が同じときは、協議の経過を勘案し、会長がこれを決する。

(研究調査委員会の設置・委嘱及び職務)

第14条 協議会に種目ごとの研究調査委員会を設ける。研究調査委員会には研究調査委員若干名を置く。

- 2 関係市教育委員会は、教科用図書の採択に直接利害を有しない者の中から研究調査委員を推薦する。
- 3 会長は、関係市教育委員会が推薦した者の中から、研究調査委員を委嘱する。
- 4 研究調査委員は、会長の命により、教科用図書に関する専門的事項を共同で調査研究し、その結果についての資料を作成して、協議会に報告しなければならない。
- 5 種目ごとの研究調査委員長は、当該委員の互選により選出する。

(経費)

第15条 協議会の事務の執行に要する経費は、関係市教育委員会が負担する。

(委任)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は会長が定める。

附 則

この規約は、令和6年5月1日から施行し、令和7年3月31日限り、その効力を失うものとする。